

請願第 1 号

請 願 人 佐野市君田町 5 3 - 2

君田町会 町会長 横山芳久

ほか 8 1 人

紹介議員 井 川 克 彦

通学用スクールバスの運用形態に関する請願

1 請願の要旨

かえで義務教育学校設立に伴う新規スクールバス通学における乗降可能距離 2 km 及び停留所基準の見直しについて請願します。

(気温・距離の現状)

佐野市は全国的にも厳しい猛暑で、冬季は北西風が非常に強く、登下校時の身体的負担が極めて厳しい地域です。

君田町内の児童は、直線 1.85km、歩行路 2.1km の植野小学校まで、低学年の児童は約 1 時間を要して通学しているのが実状です。実際に、体調不良により保健室で 1～2 時間休養を要する児童もいて、近年急激に進行していく気候変動により、重いカバンや水筒等を携行して長時間徒歩で通学することは、特に低学年の児童にとって過度な負担となっています。

君田町内の中学生は自転車通学が認可されている距離であり、かえで義務教育学校設置予定先である佐野市立西中学校まで自転車通学しています。居住中心地の君田公民館からかえで義務教育学校まで、直線 1.87km、比較的安全な歩行路 2.4km を徒歩では、ゆうに 1 時間を超え、特に小学校低学年の児童の徒歩通学は過重な負担となります。

したがって中学生が自転車なのに、小学校低学年の児童は徒歩 1 時間以上と大幅に時間を要する矛盾が生じます。また、帰路で一人になる可能性への不安が保護者から多数寄せられています。

「文部科学省資料 2 - 1 (その 2) 小・中学校の適正配置に関するこれまでの主な意見等の整理」には、距離だけでなく時間を基準に定めるととし、「徒歩の場合には概ね 30 分から 1 時間程度を上限とする」と記さ

れています。

令和 10 年度から西中学校に近隣小学校が統合され、かえて義務教育学校となり、あわせて学校から直線 3 km 円を佐野市が設定し、円周辺にスクールバスのバス停を設置するから、近辺まで歩いてくれば乗せるとの趣旨で説明を受けました。

これを聞き、距離問題の把握のため、町内要員で、(1) 佐野市の先行事例及び(2) 近隣自治体の先行事例調査を行った結果、次のとおり実情を確認しました。

(1) 佐野市の先行事例

葛生・あそ野学園義務教育学校においては、沢伝いであるものの、バス停が数百 m 間隔で私有地や道路上に複数設置され、最終バス停留所が学校から直線 1.9 km、歩行路 2.3 km や直線 1.19 km、歩行路 2.0 km 等、複数の平地でも運用されている。

(2) 近隣自治体の先行例

① 小山市

有識者会議の意見で、最初に学校から 2 ～ 3 km の対象約 900 世帯に、通学に関するアンケート調査を一斉実施し、その結果、「通学距離が長いこと」及び「通学途中の安全性に不安がある」と回答した保護者が、全体の 54% を占めたと報告された。

これらの調査結果を踏まえ、市・教育委員会・通学部会間全体において協議が行われ、通学距離 3 km は、特に小学校低学年の児童にとって、距離そのものに加え、猛暑や寒冷などの気象条件、通学路の安全性の観点からも過重な負担であるとの認識が共有され、保護者の総意として要望され、最終的にバス通学距離は概ね 2 km が妥当と行政が判断し、通学部会との合意で導入されたと確認した。

② 下野市

行政側で、1, 登下校の安全性、2, 小学校低学年の児童が 30 分で歩ける距離、3, 中学生は 2 km 以上は自転車通学が認可、4, 全国隅々ではないが調査した結果、全国的に 2 km で設定しているところが多い等の状況を綿密に検討し、2 km が妥当と判断し、通学部会に打診・協議のうえ、導入に至ったと確認した。

以上の実情のとおり、徒歩での時間制約もあり、2 km が全国的にも主流であることが分かりました。

さらに、小山市では、児童が 1 人のみ在籍する学区についても、個別の事情を考慮し、2 km 未満であってもスクールバス等による救済を行うなど、児童の安全と健康を最優先（児童ファースト）とした通学支援の運用がされていると伺いました。

佐野市からは、先行事例同様の距離条件下であるにもかかわらず、認められない理由について、現時点で明確な説明がされていません。

（危険動物の現状）

昨年 11 月、村上町・小中町で別個体のクマ、君田町ではイノシシの目撃事例が報告されています。登下校中に遭遇した場合、児童が安全に避難できる場所がないことは大きな懸念事項です。

2 課題

（1）市の提案である吾妻小学校停留所案は、直線 1.4km、歩行路 2.2km であり、現状よりさらに遠くなり、バスへの乗降で 15 分以上は通学時間が加算されます。

（2）今回のバス停設置条件は、民有地や道路上乗降不可とのことですが、君田町において、スクールバスが安全に停車可能な公共施設は、小型のみ通行可能な直線 1.87km、歩行路 2.4km の君田公民館のみです。

3 請願の理由

スクールバス通学距離の基準を、当市の先行事例や他自治体同様 2 km に見直し、民有地や道路上にバス停を設置することを請願します。

先行事例や下野市の調査から全国的に概ね 2 km が主流になっていることを踏まえ、中型・小型バスとの 2 台体制が可能な条件下であれば、吾妻地区の複数の停留所を経由したのち、直線 2 km の君田町内にもバス停留所を設置するよう請願します。

これにより低学年の児童でも文部科学省の基準を満たすものとなります。